

協議会だより

「教育・保育施設等における事故報告集計」が公表されました

二〇二五年七月三日、ごども家庭庁が「令和六年教育・保育施設等における事故報告集計」を公表しました。

教育・保育施設などで発生した死亡事故、意識不明事故（どんなな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）及び治療に要する期間が三〇日以上、の負傷や疾病をともなう重篤な事故で、二〇二四年一月一日～同年二月三十一日の期間内に、国に報告があったものの件数をとりまとめたものです。

今回公表された集計によると、学童保育における重篤な事故の報告件数は七六一件（前年比二一〇増）でした（死亡事故はゼロ件）。七六一件のうち、意識不明が一件、骨折が

六三六件、火傷が二件、その他が一三件です。発生場所は、施設の室内が二七〇件、室外が三八七件、施設外が一〇四件でした。

学童保育における事故報告の推移を表にまとめました（支援の単位数・入所児童数は全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）が毎年行っている「学童保育（放課後児童クラブ）の実施状況調査」で把握した数）。

発生率を見ると、二〇一五年は、一一・二〇支援の単位に対して一件、約四四六・二四人に対して一件の重篤な事故が発生していました。二〇二四年には四八・七支援の単位に対して一件、約一九二五・三人に対して一件の重篤な事故が発生している計算です。

学童保育における事故の発生には、子ども集団の規模、職員体制、施設環境、出席人数、保育内容など、

さまざまな要因があることが考えられます。コロナ禍や異常気象の影響で外遊びや運動の機会が減り、子どもの体力・身体能力が低下していたことなども、事故の発生件数が増した要因になっていたかもしれません。

学童保育の生活のなかでは、安全の確保を必要とする場面（事故・ケガ対応や不審者の侵入防止、災害発生など）が常にあり、指導員の知識や経験に裏づけられた瞬時の判断が必要です。子どもの安全を確保するためにも、子ども集団の規模の上限を守ることで、施設環境の整備、日常的な職員体制の確立が求められます。

表 学童保育における事故報告の推移

| 年 | 件数 | うち骨折 件数 | 支援の 単位 | 入所児童数 | 発生率 (支援の単位) | 発生率 (入所児童数) |
|------|-----|------------|-----------|------------|----------------|----------------|
| 2015 | 228 | 196 | 25,541 | 101万 7,429 | 112.0 | 4462.4 |
| 2016 | 288 | 259 | 27,638 | 107万 6,571 | 96.0 | 3738.1 |
| 2017 | 362 | 332 | 29,287 | 114万 8,318 | 80.9 | 3172.1 |
| 2018 | 420 | 356 | 31,265 | 121万 1,522 | 74.4 | 2884.6 |
| 2019 | 445 | 390 | 32,654 | 126万 9,739 | 73.4 | 2853.3 |
| 2020 | 429 | 379 | 33,671 | 130万 5,420 | 78.5 | 3042.9 |
| 2021 | 475 | 408 | 34,437 | 130万 7,699 | 72.5 | 2753.0 |
| 2022 | 565 | 452 | 35,337 | 134万 8,122 | 62.5 | 2386.1 |
| 2023 | 651 | 551 | 36,094 | 140万 4,030 | 55.4 | 2156.7 |
| 2024 | 761 | 636 | 37,094 | 146万 5,124 | 48.7 | 1925.3 |

事故防止、安全管理の徹底について事務連絡が発出されました

二〇二五年六月三日付で、子ども家庭庁成育局成育環境課ほか連名の事務連絡「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」が発出されました。

また、二〇二五年七月一日付で、子ども家庭庁成育局成育環境課の事務連絡「放課後児童クラブにおける夏季休暇中の安全管理の徹底について」が発出されました。この事務連絡は「放課後児童クラブ運営指針解説書」でふられている内容について、各都道府県、市区町村に向け、あらためての確認をお願いするものです。

「通常よりも長時間に亘る育成支援を行う夏季休暇に向けて、子どもたちの体験活動の充実に向けた取組を検討されることと思いますが、子どもの発達段階等に配慮しつつ、安全・安心な遊び及び生活の場であることを踏まえた活動の検討がなされ

るよう指導・助言をお願いします」と結ばれていました。

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

二〇二五年四月一八日、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。施行期日は、二〇二五年一月一日です。

今回の改正により、保育所や認定子ども園、放課後児童健全育成事業の職員等による虐待を見つけた場合の通報が義務化されます。

児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられています。保育所・学童保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要があるとのことですが、なお、学童保育については国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第二条に「虐待等の禁止」が設けられています。「放課後児童

クラブ運営指針」では、二〇二五年一月の改定で「事業所内で児童虐待等が行われた際の対応について定める」ことが追加されましたが、通報義務についてはふられていませんでした。

本誌二〇二五年五月号「協議会たより」で紹介した「令和六年度全国子ども政策主管課長会議資料」にも「放課後児童クラブにおける虐待等不適切な事案」として、つぎの内容が示されていました。

「児童福祉法第三条の一〇各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為について、設備運営基準第二条において禁止しているが、増加傾向にある」(二〇二二年〓〇件/二〇二三年〓一〇件/二〇二四年・一三件)

「虐待の種類は『身体的虐待』が最も多く、令和六年の一三件のうち八件となっている。子どもへの育成支援を行う中で、感情的になり暴力行為に及ぶ事案が報告されている」
「改正した放課後児童クラブ運営指

針においても、子どもの人権への配慮や虐待行為の禁止に加え、新たに事業所内で児童虐待等が行われた際の対応について定めることを追加し、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たることが組織的に取り組むようを求めている」

「職員倫理・職場倫理の向上に資する研修の実施、事案が発生した場合の対処方法等の検討をお願いしたい」

子どもや保護者に直接関わる学童保育指導員には、「人権の尊重」「虐待の禁止」「信頼関係の構築」などを専門職として守るべき倫理を明確にし、順守することが求められます。全国連協は二〇一九年四月に「学童保育指導員の倫理綱領(案)」を作成しました。倫理綱領は、「制限」ではなく、「支え」であり、専門職としての柱となるものと考えます。そして虐待等の未然の防止に際して、子ども集団の規模を下げると、日常的に適切な職員配置を確保できない体制が必要です。